

「一人ひとりが大切にされ、
幸せを実感できるまちづくり」をめざして

田辺市人権尊重の まちづくり条例 を施行しました

市が取り組むこと

- ・人権教育、啓発の実施、相談や支援体制の充実など、人権を尊重するための取組を積極的にすすめます。
- ・インターネット上の差別書き込みなどの人権侵害が発生した場合は、国や県、関係団体と連携し、必要な措置を図ります。

市民や事業者のやくわり

- ・市民のみなさんは、お互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重しましょう。
- ・事業者のみなさんは、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重しましょう。
- ・市等が実施する講演会や研修会に参加し、人権意識の高揚に努めましょう。

田辺市は、2021（令和3）年4月1日に「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。

この条例は、市民と行政が協議を重ね、不当な差別やあらゆる暴力のない、人権が尊重されるまちづくりをめざすため制定したものです。

身近なところから人権問題を自分のこととして考え、
正しく理解し、人権に配慮した言動を心がけ、
「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」
の実現をめざしましょう。

「田辺市人権尊重のまちづくり条例」のリーフレットを田辺市役所人権推進課、各行政局総務課に配置しております。

また、田辺市ホームページでもご覧いただけます。 [田辺市人権条例](#)



田辺市人権キャラクター
まちるくん

(問) 人権推進課 ☎ 0739-26-9912 (直通) <http://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/>